

我孫子市発熱外来指定医療機関支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、発熱外来指定医療機関に対し、医療体制の維持及び業務の継続を支援するため、我孫子市発熱外来指定医療機関支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療機関 病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）及び診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。）をいう。
- (2) 発熱外来指定医療機関 千葉県知事から令和2年度のインフルエンザ流行期における発熱外来の指定（以下「発熱外来の指定」という。）を受けた医療機関をいう。

(交付対象医療機関)

第3条 この要綱に基づき支援金の交付を受けることができる医療機関（次条第2項及び第5条第1項において「交付対象医療機関」という。）は、本市に所在する発熱外来指定医療機関とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる発熱外来指定医療機関の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 発熱患者等に対する診療（以下単に「診療」という。）を行うことができる体制を整備した発熱外来指定医療機関（次号に該当するものを除く。） 10万円
- (2) 診療及び発熱患者等の検体採取又は検査（以下「検体採取等」という。）を行うことができる体制を整備した発熱外来指定医療機関 50万円

2 交付対象医療機関が次の各号のいずれかに該当するときの支援金の額は、当該各号に掲げる額を前項各号に掲げる額に加算した額とする。

- (1) 令和3年8月13日から同月16日までの期間において1日以上、診療及び検体採取等を行うことができる体制を整備したもの（次号に該当するものを除く。） 10万円
- (2) 前号に掲げる期間において3日以上、診療及び検体採取等を行うことができる体制を整備したもの 50万円
- (3) 千葉県と新型コロナウイルス感染症患者の夜間における救急医療に関する協定を締結している医療機関 50万円

(交付の申請)

第5条 交付対象医療機関は、支援金の交付を受けようとするときは、令和3年9月30日までに我孫子市発熱外来指定医療機関支援金交付申請書（様式第1号）により、前条第2項第3号に該当する者にあつては、新型コロナウイルス感染症患者の夜間における救急医療に関する協定書の写しを添付して、市長に申請しなければならない。この場合において、我孫子医師会に加入している医療機関に係る支援金は、我孫子医師会が代理して申請することができる。

2 支援金の交付の申請は、1の医療機関につき1回に限る。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、我孫子市発熱外来指定医療機関支援金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(交付の変更の申請等)

第7条 第5条第2項の規定にかかわらず、前条の規定による交付の決定を受けた第4条第1項第1号に該当する者が、発熱外来の指定の変更により、同項第2号の発熱外来指定医療機関に該当することになったときは、令和4年3月31日までに我孫子市発熱外来指定医療機関支援金変更交付申請書（様式第3号）により、市長に支援金の交付の変更を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、交付の変更の可否を決定し、我孫子市発熱外来指定医療機関支援金変更交付決定（却下）通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものと

する。

- 3 市長は、前項の規定による交付の変更の決定を受けた者（以下この項において「変更交付決定者」という。）が、前条の規定による交付の決定により既に支援金の交付を受けているときは、変更交付決定者に対し、第4条第1項第2号に掲げる額と既交付額との差額を交付するものとする。

（請求）

第8条 第6条の規定による交付の決定又は前条第2項の規定による交付の変更の決定を受けた医療機関は、支援金の交付を受けようとするときは、当該決定の通知を受けた日から起算して14日以内に市長に請求しなければならない。この場合において、我孫子医師会に加入している医療機関に係る支援金は、我孫子医師会が代理して請求することができる。

（交付の決定等の取消し及び返還）

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により交付の決定又は交付の変更の決定を受けた者がある場合は、当該決定を取り消すとともに、既に支援金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（失効）

- 2 この告示は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに支援金の交付を受けた者に係る第9条に規定する交付の決定等の取消し及び返還については、同日後もなおその効力を有する。